

4月の国保の県単位化に伴う主な変更点

シリーズ国保の3回目は、国保の県単位化に伴う主な3つの変更点についてお知らせします。

【変更点1：被保険者証の様式の変更】

制度改正により、被保険者証が新しい様式に変わります。(変更箇所は赤で表示)
ただし、平成30年10月1日の一斉更新までは今の被保険者証がそのまま使えます。

【現行の様式】

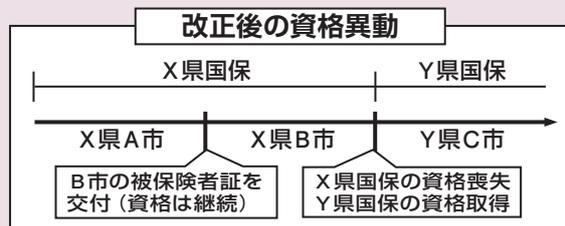
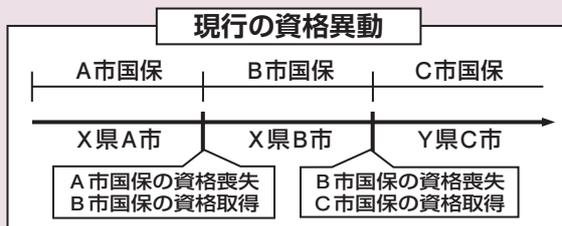
国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成30年 9月30日
記号番号 被保険者 氏名 性別 住所	高○○○○○○○ タカヤマ タロウ 高山 太郎 男 生年月日 昭和○○年○○月○○日 高山市花岡町2丁目18番地
世帯主氏名 資格取得日 交付年月日	高山 一郎 昭和○○年○○月○○日 平成29年10月 1日
保険者番号	210039 保険者 高山市

【新しい様式】

岐阜県国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成31年 9月30日
記号番号 被保険者 氏名 性別 住所	高○○○○○○○ タカヤマ タロウ 高山 太郎 男 生年月日 昭和○○年○○月○○日 高山市花岡町2丁目18番地
世帯主氏名 適用開始年月日 交付年月日	高山 一郎 昭和○○年○○月○○日 平成30年10月 1日
保険者番号	210039 交付者名 高山市

【変更点2：県単位での資格管理】

県単位化に伴い、県内での住所異動の場合は国保の資格が継続しますが、転入転出の手続きは必要で、被保険者証は転入市町村で新しく発行されます。



【変更点3：高額療養費多数回該当の通算方法】

1年間のうちに高額療養費に4回以上該当した場合(多数回該当)には自己負担限度額が下がりますが、国保の県単位化により県内で通算のカウントになります。

多数回該当になった場合は、これまでどおり市役所から申請案内をします。

【現行制度】

		平成29年度								
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
X県	A市	A市1回目				A市2回目		A市3回目	A市4回目	多数回該当
	B市		B市1回目		B市2回目		B市3回目			
Y県	C市			C市1回目						

【新制度】

		平成30年度								
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
X県	A市	X県1回目				X県4回目		X県6回目	X県7回目	多数回該当
	B市		X県2回目		X県3回目		X県5回目			
Y県	C市			Y県1回目						